

Pick Up

01

優れた新商品を認定し PR

和歌山市チャレンジ新商品

☎ 産業政策課 ☎435-1040

平成 30 年度 6 事業者 6 商品をチャレンジ新商品として認定し、「パワーアシストスーツ」が平成 30 年度チャレンジ新商品グランプリに選ばれました。いずれも開発者の意気込みが感じられる魅力的な商品です。

※一覧は事業者名 50 音順に掲載。👑マークが平成 30 年度チャレンジ新商品グランプリ。



1

タイプ別足関節矯正靴下「かんしんソックス」

左右の足のクセを測定し、4 タイプからそれぞれの足に合ったものを選んで着用することで体の歪みを矯正する靴下
事業者▶株式会社 快養 (古屋 77-12)
HP : <http://kaiyou-seitaiin.com/>
TEL : 453-5678



2

パワーアシストスーツ

装着することで、重い荷物の上げ下ろしや長時間の中腰姿勢、傾斜地での歩行をアシストするパワースーツ
事業者▶パワーアシストインターナショナル 株式会社 (中 649-3-208)
HP : <https://pai.co.jp/>
TEL : 488-3211



3

働くじゃばら

和歌山県特産じゃばらの果皮を使用した天然由来・カプセルタイプのサプリメント
事業者▶株式会社 ファイブワン (三葛 127-1)
HP : <https://jabarahonpo.com/>
TEL : 448-5040



4

二軸スクリューポンプ(SSQ型)

従来の非接触・無攪拌等の特性を活かしつつ、スクリュー部を 1.5 倍長に改良することで、大容量の移送および大きい固形物の筒内移送を可能にしたポンプ
事業者▶伏虎金属工業 株式会社 (吹屋町 2-33)
HP : <https://www.fukko.com/>
TEL : 424-8155



5

可搬型階段昇降機「らく段」(電動式)

人や荷物の搬送にかかる負担を軽減する電動式の可搬型階段昇降機。軽量かつコンパクトで持ち運びも可能。
事業者▶株式会社 マルトミレンタ (井戸 189-1)
HP : <http://marutomi-careheart.com/>
TEL : 479-1321



6

AGARA CRAFT (ピーチエール、山椒エール)

和歌山県特産の桃および山椒を原料として使用した自社醸造のクラフトビール
事業者▶株式会社 吉田 (西小二里 3-6-28)
HP : <http://wakayama-brewery.com/>
TEL : 423-0438



「チャレンジ新商品」とは?

和歌山市内の中小企業者(法人又は個人)が開発した新商品を一定の基準により審査し、優れたものについて「チャレンジ新商品」として認定しています。

固定資産税 よくある質問 Q&A

Q. 地価が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ？

A. 評価額が同じでも土地・地域によって課税標準額の割合（負担水準）が異なるため、税額に差が生じる問題があります。平成9年度以降、その是正のために負担水準の均衡化が図られてきました。負担水準が高い土地は税の負担を軽くする一方、負担水準の低い土地は税の負担を引き上げていく仕組みになっています。したがって、税額が上がる理由として

- ①地価が上昇した ②土地の負担水準が低い

の2点が挙げられます。地価が下落していながら税額が上がるのは②の理由のためです。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の借家住宅は40㎡）以上 280㎡以下 ※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物		
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅 （中高層耐火建築物）		

Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地（住宅が建っている土地）には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や事務所用地、貸し駐車場用地など）と比べて税負担が非常に低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、住宅用地に比べると固定資産税の負担が非常に大きくなりますのでご注意ください。



Q. 私道は固定資産税の減免がある？

A. 個人名義の土地であっても、実際は公衆用道路として使用されている、または2軒以上が進入路として使用している場合は、税の減免措置が適用される場合があります（申請が必要）。なお、土地の課税には様々なケースがありますので資産税課へご相談ください。

2019年度 02 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

資産税課 ▶ 償却資産、納税名義人・通知書に関すること ☎435-1037
▶ 土地に関すること ☎435-1209 ▶ 家屋に関すること ☎435-1210

①「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧について

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額とを比較することができる制度です。

●期間 4月1日（月）～5月31日（金） ※土日祝除く

●場所 資産税課窓口（市役所2階5番）

●縦覧できる事項

【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）

【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）

●対象 市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方

●費用 無料

●持ち物 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）

※縦覧の注意点

●土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。

●縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名及び税額は記載していません。

③審査の申出・不服申立て

●固定資産税評価台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合

☎固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148

台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。その期間を過ぎますと審査の申出はできません。

※2019年度については、以下の事項を除き、審査の申出をすることができません。

【土地】・・・地価の低下に伴う土地の価格（評価額）の修正について

前年中に地目の変換や分・合筆等により新たに評価された土地の価格（評価額）

【家屋】・・・前年中に新築、改築、損壊等により新たに評価された家屋の価格（評価額）

●「価格（評価額以外）に不服」がある場合 ☎資産税課各担当係

納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

②「固定資産課税台帳（名寄帳）」の閲覧について

閲覧は、固定資産課税台帳（名寄帳）に記載されている自己の資産又は借りている物件内容を確認することができる制度です。

●期間 一年を通じて閲覧することができます。

●場所 資産税課窓口（市役所2階5番）

●費用 1台帳につき300円（4月1日（月）～5月31日（金）は無料）

●対象 市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方など

●閲覧できる事項

【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）・税額等

【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）・税額等

●持ち物 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）

固定資産税・都市計画税の納期限

1期	5月31日（金）
2期	7月31日（水）
3期	12月2日（月）
4期	2020年 1月31日（金）

※納期限を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。

04 「和歌山市つれもて子育て応援ブック」表紙 赤ちゃん写真を募集します

☎子育て支援課 ☎435-1329

和歌山市の子育てに関する情報を集めた「つれもて子育て応援ブック」の表紙に掲載する赤ちゃんの写真を募集します。

●応募方法/3月27日（日）必着までにメールで

※赤ちゃんの名前・生年月日・保護者氏名・住所・電話番号・メールアドレス・件名に「つれもて子育て応援ブック表紙写真への応募について」を記入。1人の赤ちゃんにつき1点まで。赤ちゃんの保護者のみ応募可能。応募多数の場合、抽選。

●応募先/子育て支援課 ☎kosodate@city.wakayama.lg.jp



●応募写真の規格

- 平成29年4月2日以降に本市で生まれた赤ちゃんの写真
- 表情がはっきり写っており、影がかかっていないもの
- キャラクターや商品名が衣類等に写っていないもの
- デジタル写真（300万画素以上のJPEGデータ。メールで応募する場合は2MB以下。プリント写真不可。）

03 手続きがお済みでない場合、課税対象になります 廃車手続きなどの申告をお忘れなく

●申告期限

4月1日（月）

※年度末は窓口が混雑します。手続きはお早めに。

※年度途中の廃車・名義変更による税金の還付はありません。

※転売や下取りに出した場合も、手続きがお済みでなければ、2019年度も課税されることになります。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人が納める税金です。廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、期限までに必ず廃車・名義変更の申告をしてください。

●手続場所・問合先

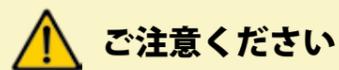
① 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車 ▶ 市民税課（市役所2階） ☎435-1035

② 軽二輪（125cc超～250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）

▶ 和歌山運輸支局 ☎050-5540-2065（音声案内）

③ 軽自動車（三輪・四輪）

▶ 軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎050-3816-1846（コールセンター）



- 2019年度分のカードなどの有効期間は2019年4月1日～2020年3月31日です。
- サービスセンターでは配布しません。● 紛失・盗難などによる再発行はできません。
- 貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●配布について

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶ 配布場所 障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶ 受け取りに必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①②と代理人の本人確認書類が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶ 配布場所 保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶ 受け取りに必要なもの

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①②と代理人の本人確認書類が必要。複数の手帳を持っている場合も、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5117

●サービスの内容

1 バスカード

利用料金	利用できる路線
無料（月2日利用可）	和歌山バス・和歌山バス那賀（市内運行分のみ）

2 公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

利用料金	利用できる浴場
大人1回100円 12歳未満無料	今福湯、紀和湯、幸福湯、信節温泉、新町温泉、神明湯、手平温泉、浜湯温泉、万歳湯、山吹温泉、芦原共同浴場、杭の瀬共同浴場、きらくゆ、フレックス、ユーバス
	※きらくゆ、ユーバスは全浴場を使用する場合は別途料金必要。
	※きらくゆ、フレックスは回数券の利用できる日時に一部限定があります。

3 福祉タクシー利用券（1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方）

内容	利用できるタクシー
1枚500円の利用券を24枚（乗車1回につき1枚まで利用可）	市と契約している法人・個人タクシー

配布開始日 (共通) 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

配布開始日から年間を通じて、下記窓口で随時受け付けます。

※支所・連絡所の受付は10時～16時

配布開始	配布場所
3/15 金～	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063 東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060 保健所 保健対策課 ☎488-5117
3/18 月～	雑賀 支所 ☎446-2701 雑賀崎 支所 ☎444-0049 和歌浦 支所 ☎444-0001
3/19 火～	名草 支所 ☎444-1001 田野 支所 ☎445-0356
3/22 金～	吹上 連絡所 ☎425-8775 砂山 連絡所 ☎423-3832 今福 連絡所 ☎436-2782 高松 連絡所 ☎422-2874 松江 連絡所 ☎455-0022 木本 連絡所 ☎455-0035
3/25 月～	宮北 連絡所 ☎471-2218 四箇郷 連絡所 ☎471-2210 芦原 連絡所 ☎422-1605 宮前 連絡所 ☎422-1671 三田 連絡所 ☎471-1754 西脇 支所 ☎455-0030 岡崎 支所 ☎471-1783 加太 支所 ☎459-0001
3/26 火～	本町 連絡所 ☎422-3028 城北 連絡所 ☎431-2717 広瀬 連絡所 ☎422-2007 雄湊 連絡所 ☎422-9533 湊 連絡所 ☎455-0702 野崎 連絡所 ☎455-1293 貴志 連絡所 ☎455-0009 楠見 連絡所 ☎455-1704 有功 支所 ☎461-6279 直川 支所 ☎461-0021
3/27 水～	大新 連絡所 ☎422-4534 新南 連絡所 ☎422-1621 安原 支所 ☎479-0001 紀伊 支所 ☎461-0031 川永 支所 ☎461-1004 山口 支所 ☎461-1011
3/28 木～	宮 連絡所 ☎471-0486 中之島 連絡所 ☎422-4695 西和佐 支所 ☎471-3651 和佐 支所 ☎477-0001 西山東 支所 ☎478-0007 東山東 支所 ☎478-0004 小倉 支所 ☎477-0415

※サービスセンターでは配布していません

05

2019年度 元気70パス事業・障害児者外出支援事業

バスカード・公衆浴場回数券等を配布します

元気70パス（70歳以上の方）

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●サービスの内容

1 交通機関等利用券（AかBどちらかを選択）

	料金	利用できる場所
A バスカード	1乗車100円（何回でも利用可）	和歌山バス 和歌山バス那賀（市内運行分のみ）
B 市営駐車場利用券（※）	最初の1時間まで無料 最初の1時間30分まで無料	①中央駐車場 ②城北公園地下駐車場 ③けやき大通り地下駐車場

※無料時間を越えた分の料金は自己負担。本人が同乗していれば利用可。他の減免との併用不可。

2 公衆浴場回数券

（月4回利用できる券＋年6回利用できる券）

利用可能浴場・料金

地区	利用できる浴場	料金
芦原	●芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
今福	●今福湯 ●神明湯 ☎423-6484 ●ユーバス ☎426-2641 ※1	200円
加太	●新町温泉 ☎459-1126	200円
大新	●幸福湯 ☎433-4526	200円
中之島	●紀和湯 ☎431-5938	200円
名草	●黒潮温泉 ☎448-1126 ●花の湯 ☎444-1004 ※2	400円 470円
野崎	●きらくゆ ☎480-1126 ※1	200円
本町	●山吹温泉 ☎423-3991 ●ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	200円 540円
宮	●花山温泉 ☎471-3277 ※2	550円
宮北	●信節温泉 ☎471-3737	200円
宮前	●杭の瀬共同浴場 ☎473-0793 ●手平温泉 ☎423-1020 ●万歳湯 ☎425-4862	100円 200円
和歌浦	●浜湯温泉 ☎444-7623 ●フレックス ☎447-3123 ※2	200円

※1 ユーバス、きらくゆは全浴場を使用する場合は別途料金が必要
※2 花の湯、ふくろうの湯、花山温泉、フレックスは回数券の利用できる日時に一部限定があります



※平成30年度のバスカード

市内バス100円制度は、和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社の協力を得て実施しています。事業継続のためにも、積極的にご利用ください。

●配布について

70歳以上の市民の方

※平成31年度中に70歳になる方は誕生月以降

▶ 配布場所

高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所（配布開始日は9ページの一覧のとおり）

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶ 受け取りに必要なもの

- ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など）
- ②印鑑
- ③顔写真（初めて受け取る方のみ。縦4cm×横3cmで、3か月以内に撮影したもの。）

※代理人が受け取る場合、本人の①～③に加えて代理人の本人確認書類を持参。

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

老人優待利用券の交付

市内の一部公共施設等を無料または割引料金で利用できます。有効期限はありません。

▶ 対象 65歳以上の市民の方

※平成31年度中に65歳になる方は誕生月以降

▶ 交付場所 高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶ 交付に必要なもの

- ①本人確認書類（健康保険証など） ②印鑑
- ※代理人が受け取る場合、本人の①～②に加えて代理人の本人確認書類を持参

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



Wakakko わかっこ

3歳未満のお子さん写真大募集!

①名前(ふりがな) ②生年月日 ③住所 ④電話番号 ⑤メールアドレスを記載のうえ、メールでご応募ください。抽選で掲載します。市HPのトップにもランダムに表示します。
※写真データは1MB以上。プリント写真の郵送も可。
あて先▶広報広聴課 koho@city.wakayama.lg.jp



おくだい かみた
棕代 奏多ちゃん
H30. 4. 4生(神前)



おのの みらい
大野 未来ちゃん
H30.10.25生(中)



さいか とちき
雑賀 智生ちゃん
H30. 7.31生(北出島)



みやた しゅうせい
宮下 晶成ちゃん
H30. 1.25生(伊太祈尊)



おおいし
大西 そらちゃん
H30. 2.25生(雄松町)



すわはら すみれ
諏訪原 董令ちゃん
H30. 5.29生(岩橋)

ご存知ですか?障害者マーク



聴覚障害のある方が運転しています。無理な幅寄せや割り込みをしないようにしましょう。(道路交通法の規定により罰せられることがあります。)

聴覚障害者マーク

We are 観光発信人

SNS等で市の観光情報を県内外に発信し、観光振興を手伝ってくださる方に対し「観光発信人」を委嘱しています。昨年は、次の方々が観光発信人になりました。(敬称略)



宮本 静 平成30年1月31日委嘱

2010年にCDデビューし、演歌歌手として数多くの和歌山ゆかりの歌を歌い続けています。和歌山市に関連する曲には「和歌山ラーメンの歌」や、「虎伏城のはやぶさ」などがあります。



シャーリー・チャン 平成30年6月7日委嘱

台湾出身で、弁護士として台北市長の法律顧問を務めています。「和歌浦バイマロンwithジャズ」への参加がきっかけとなり、和歌山の産品を台湾の友人に紹介しています。外国人としては3人目です。



マイナンバーカード

出張窓口申請所を開設!ぜひ申請してください

市民課 ☎435-1027

無料で写真撮影を行い、申請書の作成をサポートします。通知カードをご持参いただかなくても申請ができますので、

場所	日時
フォルテワジマ	3/10(日)
スーパーエバグリーン 福島店	3/12(火)
スーパーセンターオークワ セントラルシティ和歌山	3/15(金)
エバグリーン 和佐店	3/19(月)

時間はいずれも10時~16時

人権コラム

高齢の方にも届く情報を

2011年3月の東日本大震災では、情報が十分に届かなかったことで、多くの高齢者が犠牲になりました。また、被災地では、高齢者が自分たちの状況を情報として発信できなかったことで支援が遅れ、寒い3月に多くの尊い命が失われるということもありました。

私たちは情報を得ることで災害から命を守る行動ができ、情報を発信して初めて自分たちの思いが実現できます。情報を発信し、受け取る方法としてスマートフォンやインターネット、テレビ等がありますが、スマートフォンやインターネットは高齢者にとっては利用が困難なこともあります。24年前の阪神・淡路大震災のときも救助された方の6割は近隣の方々の助けだったとのことでした。

今、行政でもさまざまな取組みを進めていますが、いざという時に高齢の方にも十分に伝わる情報の在り方と、日頃から地域の連携を密にし、人と人がひとと声をかけ合う大切さをこの3月11日に改めて考えたいものですね。

Pick Up 06 ボランティア募集!!

第32回全国健康福祉祭和歌山大会
ねんりんピック紀の国わかやま2019

スポーツ振興課 ☎435-1364

ねんりんピック紀の国わかやま2019の和歌山市開催種目において、全国から訪れる大会参加者を温かく迎えするため、運営ボランティアを募集します。



活動期間 11月10日(日)・11日(月)

活動場所 ①紀三井寺公園陸上競技場・補助競技場(ゲートボール) ②和歌山市立つつじが丘テニスコート(テニス) ③武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ(卓球) ④秋葉山公園県民水泳場(水泳)

内容 会場内の案内・清掃等、選手等へのドリンク・弁当の提供等

対象 市内在住の平成16年4月1日以前に生まれた方で、原則2日間従事できる方

募集人数 100人程度(先着)

応募 3月1日(金)~5月31日(金)<必着>までに、申請書類(HPに掲載、支所・連絡所・コミュニティセンターに設置)を持参か電話、郵送、FAX、メールで ※電話受付時間:9時~17時(土日祝を除く)

応募・問合せ先

〒640-8511 和歌山市役所 スポーツ振興課内 ねんりんピック紀の国わかやま2019 和歌山市実行委員会事務局 ☎435-1364、FAX 435-1358、✉nenrin@city.wakayama.lg.jp、HP: http://www.city.wakayama.wakayama.jp/ 報酬・交通費の支給はありません。服飾・昼食については、実行委員会が準備します。活動中の傷害保険については、実行委員会に加入します。活動日、活動場所の決定と説明会の開催については、後日連絡します。

その他

Pick Up 07

特別障害者手当をご存じですか

障害者支援課(東庁舎1階) ☎435-1060、FAX 431-2840、✉shogaishashien@city.wakayama.lg.jp

児童(20歳未満)に関する 手当のご案内

障害者支援課 ☎435-1060

① 障害児福祉手当

在宅の20歳未満の方で、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする方に対して支給。

●月額/14,650円 (平成30年4月現在)

② 特別児童扶養手当

在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に中程度以上の障害、または長期安静の病状にある児童を監護する父母等に支給。

●月額/1級:51,700円
2級:34,430円 (平成30年4月現在)

※①②とも、施設に入所している場合は対象外。所得制限あり。

精神・身体に著しく重度の障害を重複して有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に、特別障害者手当が支給されます。

- 支給要件/①在宅 ②20歳以上 ③精神・身体に著しく重度の障害を重複して有し、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にあること(原則、特別障害者手当認定診断書で判断)
- 支給月額/26,940円(平成30年4月現在) ※特別障害者手当の支給認定後、申請月の翌月分から支給開始。原則、毎年2月・5月・8月・11月に、前月分までが支給されます。
- 所得制限/あり(本人・配偶者・扶養義務者の前年所得)
- 資格喪失/①本人が死亡した場合 ②本人が障害者支援施設や特別養護老人ホーム等に入所した場合 ③病院等に3か月以上入院を継続している場合